お客様各位

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」 に基づく預金等規定の改定について

「休眠預金等代替金に関する取扱い」追加に伴い、該当する預金等規定を改定いたします。

1. 対象となる主な預金等規定

令和元年8月1日(木)より改定予定

- ・普通預金規定 ・総合口座取引規定 ・貯蓄預金規定 ・通知預金規定
- ・納税準備預金規定 ・定期預金規定 ・当座勘定規定 ※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

2. 改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設いたします。 普通預金規定以外についても、同様の改定を行います。

○「休眠預金等代替金に関する取扱い」条項を新設

16 (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

17 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(省略)

- 18 (休眠預金等代替金に関する取扱い)
 - (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
 - (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 - (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法 第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
 - (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を 受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

〈本件に関するお問い合わせ先〉

お近くの窓口へお問合せ下さい。

(受付時間) 平日:9:00~17:00